②　開示の可否の決定
事務取扱担当者は、次の各号に定める点について、各々検討の上、開示の可否を決定する。
a　請求された個人情報が物理的に存在するか否か。
b　前号に相当するものが、「保有個人情報」に該当するか否か。
c　規程第50条第２項各号に定める不開示事由に該当するか否か。
③　不開示の場合の対応
a　前項に基づき保有個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときはその旨を通知し、その理由についても説明をすることとする。
④　請求者に対する通知時期
a　開示請求に対する回答（不開示の場合の通知も含む）は書面にて、遅滞なく郵送又はこれに代わる方法により通知する。

（保有個人情報の訂正等）
第52条　協会は、当該本人が識別される保有個人情報の内容が事実でないことを理由に当該本人から訂正、追加又は削除を求められた場合は、必要な調査を行い、その結果に基づき、遅滞なくこれに応ずることとする。かかる訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、当該本人に対し、遅滞なくその旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。なお、訂正等を行わない場合又は当該本人の求めと異なる措置をとる場合は、その判断の根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明することとする。

（保有個人情報の訂正等処理手順）
第53条　前条に基づき、開示の結果、特定個人情報に係る保有個人情報が事実ではないとして、訂正、追加又は削除（以下「訂正等」と総称する。）を求められた場合は、次の手順にて応ずることとする。
①　当該請求者に対し、訂正等すべき内容が事実である旨を証明できる資料の提出を求める。
②　事務取扱責任者は、提出された資料に基づき、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく必要な調査を行い、訂正等を行うかどうかを決定する。
③　検討した結果については、遅滞なく当該請求者に対して書面にて、郵送又はこれに代わる方法により通知する。また訂正等の措置をとらない場合は、判断の根拠及び根拠となる事実を示し、その理由についても説明をすることとする。
２　特定個人情報に係る保有個人情報の訂正等は、次に掲げる各号に従って行わなければならない。
①　事務取扱責任者は、当該保有個人情報を取扱う事務取扱担当者を特定し、その者以外の者に訂正等の作業を行わせてはならない。
②　事務取扱担当者は、訂正等の作業を事務取扱責任者の指示に従って行い、事務取扱責任者が作業結果を確認する。
③　事務取扱責任者は、更新理由、訂正等の申請者、訂正等の日付、管理責任者、事務取扱担当者及び訂正等の内容を記録し１年間保管する。

（保有個人情報の利用停止等）
第54条　協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報が、個人情報保護法第16条の規定に違反して取り扱われたものであるという理由、同法第17条の規定に違反して取得されているという理由又は番号法第19条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は第三者への提供の停止（以下、本条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、利用停止等に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該特定個人情報の利用停止等を行わなければならない。但し、利用停止等を行うことに多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、当該本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。
２　前項の規定に基づき求められた利用停止等の全部又は一部を行ったとき若しくは行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（当該本人から求められた措置と異なる措置を行う場合にはその措置内容を含む。）を通知しなければならない。なお、利用停止等を行わない場合又は本人の求めと異なる措置をとる場合は、その判断の根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明することとする。

（開示等を求める手続及び手数料）
第55条　協会は、特定個人情報に関して、個人情報保護法第29条第１項の開示等の求めを受け付ける方法を定めた場合には、「個人情報保護基本方針」と一体としてインターネットのホームページでの常時掲載を行うこと、又は事務所の窓口等での掲示・備付け等を行うこととする。
２　開示等の求めをする者が本人又は代理人であることの確認の方法を定めるに当たっては、十分かつ適切な確認手続とするよう留意する。
３　個人情報保護法第30条に従い、手数料を徴収する場合には、同様の内容の開示等手続の平均的実費の予測に基づき、合理的な手数料額を算定する等の方法により、実費を勘案して合理的であると認められる範囲において手数料の額を定めなければならない。

第８章　特定個人情報の廃棄・削除

（特定個人情報の廃棄・削除）
第56条　協会は第３条に規定する事務を処理する必要がある範囲内に限り特定個人情報等を収集又は保管し続けるものとする。なお、書類等について所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものについては、これらの書類等に記載された個人番号については、その期間保管するものとし、それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除するものとする。

（廃棄・削除段階における組織的安全管理措置・人的安全管理措置）
第57条　特定個人情報の廃棄・削除段階における組織的安全管理措置及び人的安全管理措置は第２章（安全管理措置）第１節（組織的安全管理措置・人的安全管理措置）に従うものとする。

（廃棄・削除段階における物理的安全管理措置）
第58条　特定個人情報の廃棄・削除段階における物理的安全管理措置は第２章（安全管理措置）第２節（物理的安全管理措置）の第19条（廃棄・削除段階における物理的安全管理措置）に従うものとする。

（廃棄・削除段階における技術的安全管理措置）
第59条　特定個人情報の廃棄・削除段階における技術的安全管理措置は第２章（安全管理措置）第３節（技術的安全管理措置）に従うものとする。

第９章　特定個人情報の委託の取扱い

（委託先における安全管理措置）
第60条　協会が、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部を委託する場合には、協会自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、必要かつ適切な監督を行なうものとする。
２　前項の「必要かつ適切な監督」には次に掲げる事項が含まれる。
⑴　委託先の適切な選定
⑵　委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結
⑶　委託先における特定個人情報の取扱状況の把握
３　前項第１号の「委託先の適切な選定」としては、以下の事項について特定個人情報の保護に関して協会が定める水準を満たしているかについて、あらかじめ確認する。
①　設備
②　技術水準
③　従業者（事業者の組織内にあって直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいう。具体的には、従業員のほか、理事、監事、派遣職員等を含む。）に対する監督・教育の状況
④　経営環境状況
⑤　特定個人情報の安全管理の状況（「個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化」、「特定個人情報等の範囲の明確化」、「事務取扱担当者の明確化」、「個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄」を含むがこれらに限らない。）